

第5種共同漁業権に係る増殖指針

令和5年5月

東京都産業労働局農林水産部水産課

1 趣旨

第5種共同漁業権の設定には、漁業法第168条の規定により、当該内水面が増殖に適していること及び免許を受けた者が増殖を行うことが必要である。

本増殖指針は、現存する漁業権の存続期間が令和5年8月31日で満了することから、新しく漁業権免許を切替えるにあたり、水産動植物の種類、増殖方法及び増殖規模等について、免許の可否及び免許後に規模等を変更する際の基準として東京都が定めるものであり、都知事が漁場計画を樹立する第5種共同漁業権に適用することとする。

2 漁業の名称、水産動植物の種類及び増殖方法の考え方について

(1) 漁業の名称

第5種共同漁業については、「あゆ漁業」等漁獲物の名称のみで表示する。

(2) 漁業の時期

漁業調整規則の禁止期間を含む1月1日から12月31日までと表示する。

(3) 水産動植物の種類

漁業の名称に対応した水産動植物の種類について、標準和名及び学名を示した。なお、魚類の和名及び学名は、「中坊徹次編(2000):日本産魚類検索-全種の同定-第2版,東海大学出版」による。

(4) 増殖の定義

漁業法第168条でいう条でいう「増殖」とは、採捕の目的をもって、人工ふ化放流、卵、稚魚

又は親魚の放流等の積極的人為手段により水産動植物の数及び個体の重量を増加させる行為に加え、産卵床・産卵場の造成や、河川において移動が妨げられている滞留魚の汲み上げ放流や汲み下ろし放流もこれに含まれるものとし、養殖のような高度の人為的管理手段は必要とはしない。ただし、漁場や資源の利用調整を目的とする漁具、漁法、漁期、漁場及び採捕物に係る制限又は禁止等の消極的行為に該当するものは、含まれない。

3 漁業の名称別の水産動植物の種類及び増殖方法

(1) やまめ漁業

- ヤマメ *Oncorhynchus masou masou* を対象種とする。
- 増殖方法は、種苗放流（発眼卵埋設放流を含む。）とする。
- 免許時の増殖計画には、種苗放流による増殖量を記載する。
- 資源が多い年や在来個体群の保護等のため、種苗放流の一部を産卵床造成へ切替えることについては、毎年の増殖計画見直しの際に当該区域において在来個体群の増殖を図ることの必要性が認められる場合に限り可能とする。
- 人工産卵床の換算放流数の算出は、水産庁・(独)水産総合研究センター中央水産研究所発行の「溪流魚、アユ、コイ・フナ、ウグイ、オイカワの人工産卵床の増殖指針」を準用する。
- 産卵床造成方法については、水産庁・(独)水産総合研究センター中央水産研究所発行の「溪流魚の人工産卵場の作り方」を参考とする。

※ヤマメは在来種であるが昭和20から30年代の経済高度成長期の開発によって減少し、在来個体群が希少な状況となっている。本都では一部の水域で在来個体群が存在している可能性があるため、今後、在来個体群の確認が明らかになることも考慮し、種苗放流の一部を産卵床造成に切り替えられることとした。なお、他のサケ科魚類と同様に肉食であることから、種苗放流に当たっては、在来生物への影響とともに個体数の増加には配慮する必要がある。

(2) にじます漁業

- ニジマス *Oncorhynchus mykiss* を対象種とする。
- 増殖方法は、種苗放流とする。

※ニジマスは内水面漁業では重要種となっているが外国産の移入種である。また、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以後「外来生物法」）において、要注意外来生物に指定されている。一部で再生産している事例もあるが知見が少ないこと及び産卵床造成技術も確立されていないことに加え種苗の入手が可能であることから種苗放流とした。なお、本種は肉食性であることから、種苗放流に当たっては、在来生物への影響に配慮する必要がある。

(3) いwana漁業

- イwana *Salvelinus leucomaenis* を対象種とする。(ニッコウイwana、ヤマトイwana等全ての型を含む。)
- 増殖方法は、種苗放流(発眼卵埋設放流を含む。)とする。
- 免許時の増殖計画には、種苗放流による増殖量を記載する。
- 資源が多い年や在来個体群の保護等のため、種苗放流の一部を産卵床造成へ切替えることについては、毎年の増殖計画見直しの際に当該区域において在来個体群の増殖を図ることの必要性が認められる場合に限り可能とする。
- 人工産卵床の換算放流数の算出は、水産庁・(独)水産総合研究センター中央水産研究所発行の「溪流魚、アユ、コイ・フナ、ウグイ、オイカワの人工産卵床の増殖指針」を準用する。
- 産卵床造成方法については、水産庁・(独)水産総合研究センター中央水産研究所発行の「溪流魚の人工産卵場の作り方」を参考とする。

※イwanaは在来種であるが、種苗放流がさかんに行われており、在来個体群が希少な状況となっている。本都では一部の水域で在来個体群が存在している可能性があるため、今後、在来個体群の確認が明らかになることも考慮し、種苗放流の一部を産卵床造成に切り替えられることとした。なお、本種は遊漁者からの人気は高いが、サンショウウオの捕食等も確認されているため、種苗放流に当たっては、在来生物への影響とともに個体数の過度の増加には配慮する必要がある。

(4) あゆ漁業

- アユ *Plecoglossus altivelis altivelis* を対象種とする。
- 増殖方法は、種苗放流(えん堤等により移動が妨げられている滞留魚の汲み上げや汲み下ろし放流を含む。)とする。
- 免許時の増殖計画には、種苗放流による増殖量を記載することとするが、本都の河川における産卵床造成効果調査が今後さらに進めば、天然遡上が多い年等は、種苗放流の一部を産卵床造成へ切替えることを可能とする。

- 産卵床造成方法については、東京都の「平成19年度から21年度アユ産卵場効果調査委託報告書」及び水産庁・(独)水産総合研究センター中央水産研究所発行の「アユの人工産卵床のつくり方」を参考とする。

※アユは種苗放流以外の増殖技術が普及していないため、天然遡上アユの生息する河川においても種苗放流による増殖が盛んに行われてきた。種苗放流は、資源の増大に貢献してきた一方で、冷水病のまん延等の問題や天然魚の集団に対する遺伝的・生態的かく乱等が懸念されている。また、河川構築物等の影響による河床低下、河床の粗粒子化、砂の堆積といった現象により産卵環境が悪化している状況も見られていることから、本都の河川における産卵床造成効果が明らかとなれば種苗放流の一部を産卵床造成に切り替えられることとした。

(5) うぐい漁業

- ウグイ *Tribolodon hakonensis* 及びマルタウグイ *T. randtii maruta* を対象種とする。

- 増殖方法は、「種苗放流又は産卵床造成」とする。

- 免許時の増殖計画には、種苗放流による増殖量または産卵床造成の規模を記載する。

- 産卵床造成方法については、水産庁・(独)水産総合研究センター中央水産研究所発行の「ウグイの人工産卵床のつくり方」を参考とする。

※ウグイは種苗の確保が可能なことに加え産卵床の造成技術も確立されている。

このため、資源の状況に合わせて種苗放流と産卵床造成のどちらかまたは両方を選択できることとした。

(6) おいかわ漁業

- オイカワ *Zacco platypus* を対象種とする。

- 増殖方法は、「産卵床造成」とする。

- 免許時の増殖計画には、産卵床造成の規模を記載する。

- 産卵床造成方法については、水産庁・(独)水産総合研究センター中央水産研究所発行の「オイカワの人工産卵床のつくり方」を参考とする。

※オイカワは、種苗生産が殆ど行われていないため放流種苗の確保が難しいこ

と及び産卵床造成技術が確立されていることから、産卵床造成とした。

(7) ふな漁業

- ゲンゴロウブナ *Carassius cuvieri*、ギンブナ *C. auratus langsdorfii*及びキンブナ *C. auratus* subsp.2を対象種とする。
- 増殖方法は、「種苗放流又は産卵床造成」とする（ただし、キンブナについては「産卵床造成」とする）。
- 資源の再生産状況や利用状況を勘案して、増殖対象魚種を選択する。
- 免許時の増殖計画には、種苗放流による増殖量または産卵床造成の規模を記載する。
- 産卵床造成方法については、水産庁・(独)水産総合研究センター中央水産研究所発行の「コイ・フナの人工産卵床のつくり方」を参考とする

※フナ類は、種苗の確保が可能なことに加え産卵床造成技術も確立されている。

また、ワンド等の閉鎖的な漁場で利用されることが殆どであり、寿命も長く採捕後にリリースされることが多いため、漁場によっては生息密度が過度に高くなることも想定される。このため、資源の状況に合わせて種苗放流と産卵床造成のどちらかを選択できることとした。なお、キンブナについては選択的に種苗放流が行われた経過が無く、在来個体群が残存する可能性が高いことから、産卵床造成とした。

(8) こい漁業

- コイ *Cyprinus carpio*を対象種とする。
- 増殖方法は、「種苗放流又は産卵床造成」とする。
- 免許時の増殖計画には、種苗放流による増殖量または産卵床造成の規模を記載する。
- 漁場環境、資源の再生産状況、種苗の入手状況（コイヘルペスウイルス病（以後「KHV」）まん延防止策のため、種苗の入手が困難となっている）を勘案しどちらかの増殖方法を選択する。
- 産卵床造成方法については、水産庁・(独)水産総合研究センター中央水産研究所発行の「コイ・フナの人工産卵床のつくり方」を参考とする。

※コイは、現在KHVまん延防止策のため種苗の入手が困難であるが、産卵床造成技術は確立されている。今後、種苗が容易に入手できる状況になっても、本種は貪欲に水生生物を食べることに加え、寿命も長く採捕後にリリースされることが多いため、漁場の生息密度が過度に高くなった場合には、在来生物への影響が懸念される。このため、資源の状況に合わせて種苗放流と産卵床造成のどちらかを選択できることとした。

(9) うなぎ漁業

- ウナギ *Anguilla japonica* を対象種とする。
- 増殖方法は、「種苗放流」とする。

※ウナギは、現在シラスウナギの採捕量が減少し種苗価格が高騰している状況であるが、産卵床造成等の種苗放流以外の増殖技術が確立されていないことから、種苗放流とした。

(10) かじか漁業

- カジカ *Cottus pollux Gunther* を対象種とする。
- 増殖方法は、「産卵床造成」とする。
- 免許時の増殖計画には、産卵床造成の規模を記載する。
- 産卵床造成方法については、水産庁・(独)水産総合研究センター中央水産研究所発行の「カジカ的人工産卵床のつくり方」を参考とする。

※カジカは、種苗生産が殆ど行われていないため放流種苗の確保が難しいこと及び産卵床造成技術の知見が蓄積されてきたことから、産卵床造成とした。

4 増殖規模等

免許申請者は、種苗放流や産卵床造成の増殖規模について、環境や利用状況等の漁場の変化、天然資源の再生産状況、過去の実績及び経済的負担能力を勘案して増殖量を設定する。

5 増殖計画案の提出

免許申請者は、2～4を基準として、免許申請書類の一部として増殖計画

案を作成する。

6 毎年度の目標増殖量

内水面漁場管理委員会は、毎年、漁業権者が提出した増殖計画案について、漁場環境の変化、天然資源の再生産、漁場の環境収容力、技術的な調査、専門家の意見、過去の実績及び漁業権者の経済的負担能力等を十分勘案した上で、目標増殖量を決定し都公報で公示する。なお、免許申請時の増殖計画と種苗放流や産卵床造成の増殖規模を変更する場合、当増殖金額が遊漁料に影響を与えないことを説明する資料（遊漁料金の根拠資料）を漁業権者に作成させることとする。